

教 義 第 4 9 1 号
令和4年(2022年)8月26日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局義務教育課長 新 居 雅 人
北海道教育庁学校教育局高校教育課長 山 城 宏 一
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 大 畑 明 美

修学旅行等の実施について(通知)

このことについては、令和4年4月14日付け教高第125号通知「令和4年度における修学旅行等について」に基づき対応いただいているところですが、修学旅行等に当たっては、引き続き感染症対策の徹底を図り、児童生徒の健康・安全を十分に考慮した上で、可能な限り実施できるようにすることが重要です。

つきましては、今後、修学旅行等を実施する学校においては、令和4年4月14日付け教高第125号通知を改めて確認いただき、感染症対策を徹底した上で、適切に対応するようお願いいたします。

なお、事前、旅行中及び事後の対応については、引き続き令和3年10月11日付け教義第683号通知「修学旅行等の実施について」を踏まえるとともに、旅行先の感染状況により、現地の保健所・医療機関に相談することが困難な場合は、学校医や現地の相談センター等に相談し、その指示に従うようお願いいたします。

また、別添のとおり、これまでに道教委が把握している修学旅行等における効果的な対応の事例をまとめましたので、併せて確認いただくようお願いいたします。

(義務教育指導係)
(高校教育指導係)
(特別支援教育指導係)

修学旅行等における効果的な対応例

(2022.8.26 北海道教育委員会)

これまでに道教委が把握している事例を基に、感染拡大につながった可能性が高いと考えられる主な要因と効果的な対応を行った教職員の声をまとめましたので、参考にしてください。

【感染拡大につながったと考えられる主な要因】

- 旅行中に児童生徒が体調不良を訴えたが、**一時回復したことから、他の児童生徒と行動**を共にした。
- 自主研修中の**昼食時において、マスクを外した状態で会話**をするなど、感染防止対策を十分に講じなかった。
- 旅行中に児童生徒の陽性が判明した際、**保健所への連絡及びリストアップに時間を要し**、対応が遅れた。

【効果的な対応を行った教職員の声】

- 宿泊施設に**入館する前のバス車中で児童の検温・健康観察**をしたところ、発熱した児童が1名おり、「修学旅行等における宿泊施設入館前情報共有シート」を活用して**宿泊施設と情報を共有し、すぐに別室を用意**していただきました。
- **自主研修時の行動について、生徒に十分に指導**を行いました。特に、**昼食中も会話の際はマスクを着用**するよう指導を徹底することが大切だと感じました。
- 旅行中に児童の陽性が判明した際、**保健所と連絡が繋がらなかった**ので、**事前のシミュレーションどおり、学校医に連絡し、リストアップなどの対応をすぐに行う**ことができました。
- 帰校後、生徒の陽性が判明したこと等の**宿泊先への連絡については、旅行者や教育委員会と連携**を図って対応しました。



<参考通知>

- ・「令和4年度における修学旅行等について」
(R4.4.14付け教高第125号通知)
- ・「修学旅行等の実施について」
(R3.10.11付け教義第683号通知)



教 高 第 1 2 5 号
令和4年（2022年）4月14日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局長 堀 本 厚

令和4年度における修学旅行等について（通知）

このことについては、令和4年3月18日付け教健体第2292号通知「学校における新型コロナウイルス感染症対策について」に基づき対応いただいているところですが、道内外の新規感染者数は、高止まりの傾向にあり、引き続き、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校の教育活動を継続し、子ども一人一人の学びを保障していくことが重要です。

つきましては、修学旅行や宿泊研修などの宿泊を伴う行事の実施においては、衛生管理マニュアルに基づき、感染症対策の徹底を図り、児童生徒の健康・安全を十分に考慮した上で、次の留意事項を踏まえ、適切に対応するようお願いいたします。

記

- 1 修学旅行等の教育的意義を踏まえ、可能な限り実施できるようにすること。その際、感染が拡大している地域を旅行先や宿泊先とすることや、感染リスクの高い活動を実施することについて慎重に検討すること。
また、保護者の意向を十分踏まえるとともに、旅行先の受入れの可否などについても確認すること。
- 2 実施に当たっては、児童生徒が道内の歴史や文化について学びを深める機会とすることができるようにし、特に、小・中学校においては、学習指導要領等において、現在の北海道などの地域における先住民族であるアイヌについて取り扱うよう示されていることも踏まえ、「ウポポイ」などの施設の活用のほか、世界遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」などの歴史・文化について学習できる教育資源の活用も検討すること。
なお、道内で実施する修学旅行等については、道が実施する教育旅行支援事業支援金（貸切バス等の追加借上、宿泊部屋数増への支援）の活用が可能であること。
- 3 市町村教育委員会においては、令和4年4月以降に予定していた修学旅行等を中止又は延期した場合に発生したキャンセル料等について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能であることから、首長部局と相談の上、適切に対応すること。
- 4 令和3年10月11日付け教義第683号通知「修学旅行の実施について」及び令和3年11月30日付け事務連絡「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第5版）」に基づき、感染症対策を徹底すること。特に、修学旅行中の児童生徒の体調変化に留意し、検温・健康観察を行うとともに、別添「修学旅行等における宿泊施設入館前情報共有シート」を活用し、宿泊施設等と情報共有すること。

（ 高 校 教 育 課 ）
（ 義 務 教 育 課 ）
（ 特 別 支 援 教 育 課 ）

修学旅行等における宿泊施設入館前情報共有シート

宿 泊 日	令和 年 月 日 ()		
学 校 名			
参加児童生徒数	名	引率教員数	名
学校責任者	(職名) (氏名)	(緊急連絡先)	
添 乗 員	(会社名) (氏名)	(緊急連絡先)	

<チェック事項>

- ① バス車中等、入館前の検温で
発熱している者はいません。 …… はい いいえ
※ 「いいえ」の場合は、宿泊施設に速やかに申告し、対応について相談
- ② バス車中等、入館前の健康観察で、咳・
倦怠感・息苦しさがあるなどの症状が …… はい いいえ
ある者、または疑わしい者はいません。
※ 「いいえ」の場合は、宿泊施設に速やかに申告し、対応について相談
- ③ 次の飛沫感染・接触感染防止への対策について、旅行前に説明及び周知
は完了しています。
- ・ 食事、入浴、就寝の時間以外でのマスク …… はい いいえ
の着用の徹底
 - ・ (食事、客室を除く) 館内での密になる …… はい いいえ
イベント、集合等の可能な限りの削減
 - ・ 手指の消毒、換気、定期的な検温の実施 …… はい いいえ
- ④ 同居の家族を含め、出発前の健康観察で、
感染症感染の疑いのある者はいません。 …… はい いいえ

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

修学旅行等の実施について（通知）

このことについては、令和2年9月18日付け教義第680号通知、令和3年（2021年）4月19日付け教高第159号通知及び令和3年（2021年）4月28日付け教義第132号通知に基づき対応いただいているところです。

緊急事態措置の終了に伴い、各学校において、延期していた修学旅行等を実施する中、気温の変化による体調不良を訴える児童生徒が多くなることも想定されますが、特に旅行先において児童生徒等に発熱の有無にかかわらず風邪症状があった場合などは、保健所や医療機関に相談し、その指示に従い対応することが重要であることから、今後、修学旅行などの宿泊を伴う行事を実施する場合は、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」（令和3年（2021年）2月2日付け事務連絡）の内容も踏まえ、改めて次の点に留意の上、対応願います。

なお、本通知をもって、令和2年9月18日付け教義第680号通知を廃止します。

記

1 事前の対応

- ・児童生徒及び同居家族の健康観察を徹底することや、出発前に発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、可能な限り保護者に受診を勧め、医療機関等の指示に従うことについて理解を求めること。
- ・旅行中に濃厚接触者及び感染者が発生した場合、又は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合などに備え、事前に十分シミュレーションし、当該児童生徒や他の児童生徒への対応、現地の保健所・医療機関の連絡先を含めた緊急連絡体制、教職員の役割分担等を明確にするとともに、それらの情報について旅行業者と十分に確認をすること。
- ・参加同意書については、保護者や児童生徒に対して、事前に具体的な感染症対策、旅行実施中の発症者発生時の対応などについて丁寧な説明を行った上で提出を求めること。

2 旅行中の対応

- ・旅行中の児童生徒の体調変化に留意すること。特に、宿泊施設に入館する前のバス車中等においては、児童生徒の検温・健康観察を行い、別添「修学旅行等における宿泊施設入館前情報共有シート」を活用し、宿泊施設と共有するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、速やかに申告し、対応について相談すること。
- ・万が一、旅行中に児童生徒等が感染者・濃厚接触者であることが判明した場合、又は、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、事前の準備に基づき、ただちに現地の保健所・医療機関に相談し、その指示に従い対応すること。なお、抗原簡易キットを使用する場合においても、検査結果を保健所・医療機関に報告し、その指示に従い対応すること。
- ・上記の情報については、速やかに宿泊施設や交通機関、教育局、市町村教育委員会、

旅行業者等と共有し、当該児童生徒等への対応や、旅行の継続の可否について適切に判断し、学校のみで判断することのないようにすること。

- ・ 宿泊施設、交通機関の利用に当たっては、施設等が定める規約等を遵守すること。

3 事後の対応

- ・ 健康観察を徹底し、発熱の有無にかかわらず風邪症状がある場合は、保健所・医療機関に相談し、その指示に従い対応すること。
- ・ 帰着後、児童生徒等が感染者や濃厚接触者であることが判明した場合、保健所の助言のもと、旅行業者と連携し、宿泊先や見学先にその旨を連絡するなど、適切に対応すること。

4 その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症には誰もが感染する可能性があることから、感染者や濃厚接触者、その家族等に対する偏見や差別につながるような行為は許されるものではないことについて、繰り返し周知すること。
- ・ 不測の事態が生じ、判断や対応が困難な場合は、速やかに教育局に相談すること。

(義 務 教 育 課)

(高 校 教 育 課)

(特 別 支 援 教 育 課)

修学旅行等における宿泊施設入館前情報共有シート

宿 泊 日	令和 年 月 日 ()		
学 校 名			
参加児童生徒数	名	引率教員数	名
学校責任者	(職名) (氏名)	(緊急連絡先)	
添 乗 員	(会社名) (氏名)	(緊急連絡先)	

<チェック事項>

- ① バス車中等、入館前の検温で
発熱している者はいません。 …… はい いいえ
※ 「いいえ」の場合は、宿泊施設に速やかに申告し、対応について相談
- ② バス車中等、入館前の健康観察で、咳・
倦怠感・息苦しさがあるなどの症状が …… はい いいえ
ある者、または疑わしい者はいません。
※ 「いいえ」の場合は、宿泊施設に速やかに申告し、対応について相談
- ③ 次の飛沫感染・接触感染防止への対策について、旅行前に説明及び周知
は完了しています。
- ・ 食事、入浴、就寝の時間以外でのマスク …… はい いいえ
の着用の徹底
 - ・ (食事、客室を除く) 館内での密になる …… はい いいえ
イベント、集合等の可能な限りの削減
 - ・ 手指の消毒、換気、定期的な検温の実施 …… はい いいえ
- ④ 同居の家族を含め、出発前の健康観察で、
感染症感染の疑いのある者はいません。 …… はい いいえ